

(別紙様式2)

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：香川県
農業委員会名：観音寺市農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

周知している 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	ホームページ及び告示 開催予定表を農業委員会事務局窓口に備え付け
改善措置	—
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

作製している 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	20日程度
改善措置	—

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

詳細なものを作製している 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	—
------	---

(4) 議事録の公表

公表している 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	農業委員会事務局及び支所に備え付け
改善措置	—

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数：86件、うち許可 86件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	地図情報システムの航空写真等を参考に事前調査のうえ、現地確認を行う。また、必要に応じて聞き取り調査を行う。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	農地部会にて、1件ずつ申請地、申請者の耕作面積等の状況等を説明のうえ、審議している。			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件		
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録へ記載し、閲覧にて対応している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から20日	処理期間(平均)	18 日
	是正措置	—			

(2) 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数：156件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	地図情報システム等を参考に書類審査を行い、現地調査で申請書類との整合を確認している。また、必要に応じて聞き取り調査を行う。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	農地部会にて、1件ずつ申請の概要、位置図で所在を確認した後、審議している。また、大規模な転用は、部会全員で現地確認を行う。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録へ記載し、閲覧にて対応している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から22日	処理期間(平均)	20 日
	是正措置	—			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		21 法人
	うち報告書提出農業生産法人数		16 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		3 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		1 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		2 法人
	提出しなかった理由	報告義務の怠慢	
	対応方針	重ねて報告書の督促を行う。	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠く恐れがあるため、農業委員会が必要な措置を講ずるべきことを勧告した農業生産法人数		0 法人
	対応状況	—	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 763 件 公表時期 平成28年 1月 情報の提供方法: ホームページ、農業委員会だより、農業委員会事務局窓口にて
	是正措置	—
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 238 件 取りまとめ時期 平成28年 3月 情報の提供方法: 議事録による閲覧にて対応している。
	是正措置	—
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 3,214 ha 整備方法 電算処理システムで整備 データ更新: 固定資産課税データ及び住民基本台帳データは連携により、年1回~2回更新している。また、農地法の許可、利用権設定等の情報及び相続等の届け出情報については随時更新している。
	是正措置	—

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	意見なし
農地転用に関する事務	意見なし
農業生産法人からの報告への対応	意見なし
情報の提供等	意見なし
その他法令事務に関するもの	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成27年1月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	3, 214 ha	328 ha	10. 2 %
課 題	農業従事者の高齢化や後継者不足により遊休農地は増加傾向にある。山間部の山林化した農地の再生は困難であるが、平坦部においては利用状況調査及び所有者に対する意向確認調査を強化し、担い手への利用集積につなげていく必要がある。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
6. 0 ha	5. 9 ha	98. 3 %

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		7月～11月	41 人	7月～12月
		調査方法	遊休農地の発生を防止するため、農業者等への周知に努めるとともに、農地パトロールを行う。 ①遊休農地の発生防止に向けた取組 7月～11月 農地パトロール実施 (7月末～8月末→平坦部、10月～11月→山間部) ②広報紙等により発生防止の啓発を行う。	
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		7月～11月	41 人	7月～12月
		調査方法	遊休農地の発生を防止するため、農地パトロール及び周知を行った。 ①遊休農地の発生防止に向けた取組 7月～11月 農地パトロール実施 (7月末～8月末→平坦部、10月～11月→山間部) ②「広報かんおんじ27年7月・9月号」及び「28年1月発行の農業委員会だより」にて、発生防止の啓発を行った。	
	その他の取組状況	日常における農地パトロールにより荒廃農地を発見した際には、通知指導等を行った。		

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	過去の実績から設定した目標値は妥当である。
活動に対する評価の案	農地パトロール活動、指導により遊休農地解消に一定の成果があった。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価の案	過去の実績から設定した目標値は妥当である。
活動に対する評価の案	農地パトロール活動、指導により遊休農地解消に一定の成果があった。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	農家数	3,559 戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	691 戸	344 経営	0 法人	4 団体
	農業生産法人数	19法人			
課 題	農家の高齢化や後継者不足により地域の農業を担う者が減少している。こうした中、意欲ある認定農業者や新規就農者等を地域の担い手として育成・確保を図っていく必要がある。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成27年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	5 経営	1 法人	1 団体
実 績 ②	11 経営	0 法人	0 団体
達成状況 (②/①×100)	220.0 %	0 %	0 %

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	意欲ある農業者の情報収集を行い、普及センター、農協、農林水産課と連携し、新たな認定の推進を行う。	普及センター、農協、農林水産課と連携し、集落営農法人化のための説明会等に参画し、特定農業法人制度の周知や普及を行う。	普及センター、農協、農林水産課と連携し、特定農業団体設立のための説明会等に参画し、特定農業団体制度の周知や普及を行う。
活動実績	意欲ある農業者の情報収集を行い、普及センター、農協、農林水産課と連携し、認定の推進活動を実施した。	普及センター主催の集落営農担当者会等で、農協、農林水産課等と、集落営農の法人化について協議した。	普及センター、農協、農林水産課と連携し、新たな特定農業団体の設立を目指した。

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	過去の実績から設定した目標値は妥当である。	実績が得られない中で設定した最低目標値は妥当である。	実績が得られない中で設定した最低目標値は妥当である。
活動に対する評価の案	活動の結果、意欲ある担い手から認定希望の申し出があり、新たな認定農業者が誕生した。	活動を行ったが、結果に繋がらなかった。	活動を行ったが、結果に繋がらなかった。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	過去の実績から設定した目標値は妥当である。	実績が得られない中で設定した最低目標値は妥当である。	実績が得られない中で設定した最低目標値は妥当である。
活動に対する評価の案	活動の結果、意欲ある担い手から認定希望の申し出があり、新たな認定農業者が誕生した。	活動を行ったが、結果に繋がらなかった。	活動を行ったが、結果に繋がらなかった。

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3, 214 ha	861. 4 ha	26. 8 %
課 題	農業従事者の減少、高齢化や後継者不足等により遊休農地の増加が憂慮されるが、特に基盤整備地以外の地域においては、農地の分散化がみられ、農地の利用集積を行う上で課題となっている。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
20 ha	63 ha	315. 0 %

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な権利移動ができるよう広報紙等を活用し、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度や集積による交付金等について周知を行う。 農地の利用集積に向けた掘り起こし活動を行う。 年間を通し、担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動を行う。
活 動 実 績	農業委員と農地機構との連携により、担い手への農地利用集積活動を実施した。また、広報紙及び農業委員会だより等で機構制度の概要やメリット等の周知を行った。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	担い手への利用集積増加に向け、目標値を高く設定する必要がある。
活動に対する評価の案	農業委員の活動等により、認定及び新規就農者の人数、利用集積面積が増加した。また、農地中間管理事業の普及啓発により、担い手への利用集積につながった。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価の案	担い手への利用集積増加に向け、目標値を高く設定する必要がある。
活動に対する評価の案	農業委員の活動等により、認定及び新規就農者の人数、利用集積面積が増加した。また、農地中間管理事業の普及啓発により、担い手への利用集積につながった。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年1月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	3, 214 ha	— ha	— %
課 題	違反転用であった農地を確認した際には、転用申請の指導を行っているものの、違反転用者が農地法を理解していないケースもあり、新たに発生している現状がある。新たな違反転用の発生を防止するため、今後とも農業者等への周知を行うとともに、農地パトロールを実施する必要がある。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0.8 ha	0.9 ha	112.5 %

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活 動 計 画	新たな違反転用の発生を防止するため、広報紙等で農業者等への周知を徹底するとともに、農地パトロールを行う。また、違反転用の農地については、転用申請をして解消するよう指導する。 ①違反転用の発生防止に向けた取組 7月～11月 農地パトロール実施 ②広報紙、農業委員会だより等での啓発
活 動 実 績	①違反転用の発生防止に向けた取組 7月～11月 農地パトロール実施 (7月末～8月末→平坦部、10月～11月→山間部) ②広報活動 28年1月発行の農業委員会だより及びホームページに啓発記事を掲載

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	過去の実績から設定した目標値は妥当である。
活動に対する評価の案	違反転用の解消指導等により一定の効果があつた。 今後も啓発を行い、新たな違反転用発生の防止に努める。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価の案	過去の実績から設定した目標値は妥当である。
活動に対する評価の案	違反転用の解消指導等により一定の効果があつた。 今後も啓発を行い、新たな違反転用発生の防止に努める。

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。